

# 学校いじめ防止基本方針

大分市立明治小学校

## 1. 学校いじめ防止基本方針策定のねらい

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」(1996年1月30日：文部科学大臣「緊急アピール」)という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で取り組まなければならない。

家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめが発生した場合は適切にかつ迅速に対処するため、このいじめ基本方針を定める。

## 2. いじめとは

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。いじめは人権侵害である。

いじめの判断は、表面的・形式的に判断できるもの・するものではなく、いじめられた側の心の痛み等にとって考えることが大切である。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も加害者にも被害者にもなりうるという認識の下、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が取り組むことから始める必要がある。

そこで、学校及び学校の教職員は、学校在籍の児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

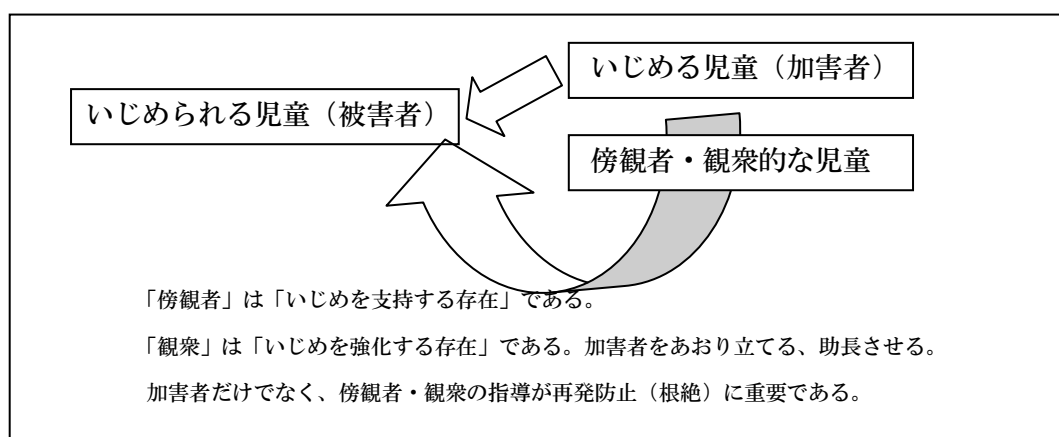
もし、いじめを受けていると思われるときは、「いじめ防止委員会」が中心となり適切かつ迅速にこれに対処し、当該児童の回復や再発防止に全力で取り組む責務を有する。

いじめに対しては「いじめは絶対に許さない。」「いじめを起こさせない。」「早期発見、早期解決。」「再発防止。」を核とする。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

### (3) いじめの集団構造と態様



#### ○いじめの態様

以前は、悪口などの落書き・うわぐつ隠し・無視などから水をかけたり、閉じ込めたりや暴力・金品の恐喝まで発展することがあり、自殺までに至る事例もあった。

最近でも、金品の恐喝などに陥る場合もあるが、「ネットいじめ」といわれるようにインターネット上のブログ・学校裏サイトなどでの悪口や仲間はずし、ツイッターなどSNS上でなりすましプロフを使つての誹謗中傷などが多く見られ、見も知らぬ子の悪口に面白がって便乗していく場合も多い。

スマートフォンの利用が増えるにつれて、「LINE はずし」という仲間はずしも社会問題になっており、それらのいじめが学校現場に持ち込まれることも多い。表面上は仲良く振る舞っている仲間が、ネット上ではいじめている場合も多く、被害者の精神的苦痛は深い。

学校現場でのいじめは、軽い一言などゲーム感覚的なものやコミュニケーション不足で互いの気持ちを分かり合えずに噂話から発展することも多い。

### 3. いじめ防止の基本的な方向と取り組み

#### (1) いじめの未然防止のための基本姿勢

望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境を作り、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深めるとともに、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめることが重要である。

#### ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

学校の人権目標の継続的計画的実践化を進め、自他の思いや人権を尊重しあう心を育てる。

【明治小学校 人権・同和教育目標】

認め合い励まし合って、豊かな人間性をもつ子どもを育てる

②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動（学級集団づくり）を推進する。

ア：一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・なかよし班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

イ：安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける「活用する力」の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

ウ：人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

朝の活動や学級活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考え方が違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

エ：人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行う中でコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

## (2) 指導体制、組織体制

### ①いじめが起りにくい学校にするために

ア：子どもに関する情報を教職員全員で収集し、課題を共有する。

学級担任が一人で抱え込むこともあるので注意し、定期的な情報交換会を開く。

連絡ノートや子どもたちの何気ない会話、朝のあいさつの様子、休み時間中の過ごし方などいろいろな部分にアンテナを張り、子どもたちの様子と困りを把握する。

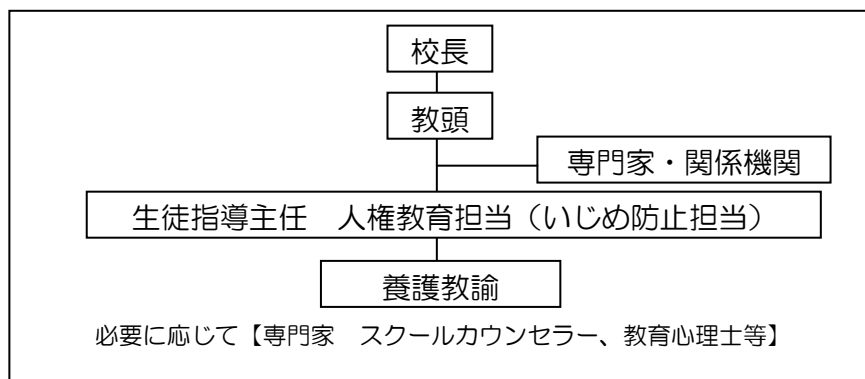
イ：現状と課題をふまえた学校の指導方針を立てる。

学校長が生徒指導や人権教育担当（いじめ防止担当）と連絡をとり、学校の現状や課題を把握する。

ウ：「防止基本方針」を具現化する取り組みとその実施計画、具体的な行動基準を教職員に示す。

### ② いじめ防止のための学校組織「いじめ防止委員会」（注：各段階での動きで示す）

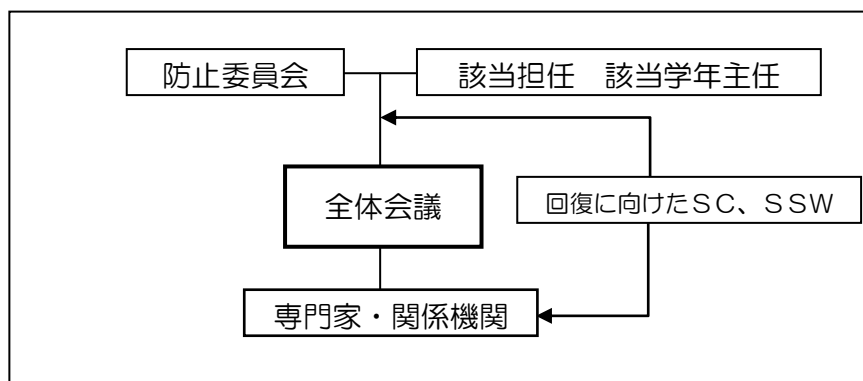
○いじめ防止委員会（予防のための研修や取組の立案、運営）以下「防止委員会」



○いじめ問題の把握を目指す段階

- ①「防止委員会」がいじめの早期発見のための方策（アンケート、日常観察など）を提案、指導する。→ 全教職員に
- ②担任や把握した教諭、保護者から（窓口：教頭）の情報が入ったら、「防止委員会」に報告する
- ③「防止委員会」にて、真偽の確認や再調査方法について協議して関係者に指示。確認・再調査の実施。面談時は委員がいっしょに入る。
- ④関係者から報告を受け、真偽の確認。「防止委員会」にて対応の協議、指示。

○関係者いじめ問題解決委員会 （事例発症後早期解決を目指す段階）



(3) 年間指導計画

	取り組み	教職員研修
4月	・教室開き ・仲間づくり エンカウンターなどの実践	研修：いじめ防止基本方針について
5月	・「いじめをなくすための啓発週間」広報 ・教育相談調査→面談 ・6年修学旅行	
6月	・防災訓練 ・5年自然の家宿泊体験学習	
7月	・人権学習 ・学校評価アンケート（困り調査）	研修：事例研究
8月	・平和学習	研修：仲間づくり
9月	・夏休みの成長を認め合う活動 ・二学期の目標を認め合う→励まし合う ・運動会	
10月	・情報モラル研修会	
11月	・ふれあいPTA ・学校評価アンケート（困り調査）教育相談 ・道徳授業（人権）	

12月	・「いじめをなくすための啓発週間」 ・薬物乱用教室（6年） 他学年別途計画	
1月	・新年（新年の抱負） ・互いを認め合い、励まし合う仲間づくり	
2月	・1/2成人式（4年）	研修：成果と来年度の方針
3月	・学校評価アンケート（困り調査） ・学級お別れ会 ・卒業式、修了式	

#### 4. いじめ防止の措置

##### (1) いじめの予防

ア：いじめ防止のための教育・・・自己有用感や自己肯定感を育む教育の展開

##### ◇学習指導の充実

- ・学びに向かう集団作り
- ・わかる授業の推進
- ・児童が意欲的に取り組む授業づくり
- ・特別支援教育の視点やユニバーサルデザイン指導の考え方を取り入れた指導方法の工夫

【わからない・不安・不満や劣等感・優越感・序列意識の解消】

##### ◇特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動の充実
- ・学級参画意識の高揚（傍観者を出さない学級）  
児童自らがいじめの問題について学び、取り組んでいく。
- ・ボランティア活動の推進

##### ◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・人権養護委員等による出前授業の実施
- ・講演会や参加型体験授業の開催

##### ◇情報モラル教育の充実

- ・ネットいじめの現状についての学習  
なりすまし、情報の独り歩き（広がり）など

##### ◇教育相談の充実

- ・担任とは年度当初
- ・2回目以降は担任を基本に、後は希望する先生等に対して相談を行う。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが配置、または近隣校にいる場合は必要に応じて相談に活用する。

##### ◇保護者、地域の方との連携

- ・情報の相互提供
- ・学校の方針（特に、いじめについて）の周知
- ・学校公開（子どもも先生もいつみられてもいいような教育を）

- ・ネットいじめなどいじめの防止に関する研修会開催。

イ：いじめ防止のための職務別ポイント…人権教育のポイントとして

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめが人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成する。</li> <li>・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為はいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者に転換することを促す。</li> <li>・劣等感や挫折感、疎外感など自分が苦しんだことを他者へのいじめで解消しようとすることもよくある。そのような感情を生まない指導に留意する。</li> <li>・あらゆる教育活動を通じて、自己有用感を実感させる。</li> <li>・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりをすすめる。</li> <li>・教職員自身が威圧的・差別的な言動を行うことは、児童を傷つけるとともに、その子が加害者となったり、他の子からのいじめの助長につながらないように、言動や指導のあり方に十分配慮する。</li> </ul>
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「命の教育」を中心となって進めていく。</li> <li>・教育相談研修計画の作成</li> <li>・子どもたちの声をきいていく。(情報の収集)</li> </ul>
生徒指導主任	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内研修を計画的に行い、教職員の意識を高める。</li> <li>・いじめ実態調査など子どもたちの声を早く拾い上げる機会をつくる。</li> <li>・関係機関との連携を強化し、研修にも生かす。</li> </ul>
管理職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校への呼びかけや学校通信などで児童や保護者、地域の方に日常的にいじめ防止について訴えていく。「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を醸成していく。</li> <li>・学校教育活動全体を通じ、道徳教育や人権教育の充実を図り、読書活動、体験活動などを積極的に取り組むように指導する。</li> <li>・児童が自己有用感を高められるような場面や活動を取り入れたり、困難な状況を友達と力を合わせて乗り越えたりするような機会を持つように教職員に働きかける。</li> <li>・児童会や委員会活動などを利用し、児童たち自らがいじめ防止・撲滅に対して取り組むようにさせる。(学校での「いじめ撲滅宣言」の制定、相談箱などの設置)</li> <li>・教頭：保護者からの情報の窓口</li> </ul>

(2) 早期発見

①いじめの早期解決のために、「防止委員会」が主体となり全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

ア：いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、速やかに「防止委員会」に報告して、「防止委員会員」が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ：情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。

ウ：傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

エ：学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ：いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携をとりながら行っていく。

③学校組織として、いじめの早期発見のために「防止委員会」が様々な手段を提案し、実施。

ア：「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

イ：おかしいと感じた児童がいる場合には、「防止委員会」に報告するとともに学年会や生活指導委員会を招集し、気付いたことを共有し、より大勢の目で確認する。報告

ウ：様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、担任・養護教諭・スクールカウンセラー等による「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ：「いじめアンケート」を毎学期行い、児童の悩みや人間関係を把握し「いじめゼロの学校」づくりを目指す。

オ：定期的かつ必要に応じ「いじめ防止委員会」を開き、防止対策を協議する。

カ：いじめが発症（発見）した場合には、速やかな対策を講ずる。

(3) いじめの対応

①いじめられている児童への支援

②いじている児童への対応・指導

③友人、知人（観衆、傍観者）への対応・指導

	いじめられている児童への支援	いじている児童への対応・指導	友人、知人（観衆・傍観者）への対応・指導
教師の対応	その子の苦しみに寄り添い、共感的に受け止める姿勢で対応する	正確な毅然とした態度で対応する。  ※懲戒（学教法第25条） ※出席停止（学教法第26条）	いじめられている子のことだけでなく、みんなを守るという姿勢で対応していく。その気持ちを伝える。

伝えること	学校として「何としてもあなたを守る。」という姿勢を示す。プライバシーの保護に十分に配慮する。	いじめは決して許されない行為であることを強く指導する。 いじめられた側の心の痛み に配慮して指導する。 自分の行い（言動）が重大な結果（相手の人格を傷つけ、生命や身体、財産を脅かすこと）につながったことを自覚させる。	いじめられた側の心の痛み に配慮した指導を行う。 いじめを認知（見聞き）した ときに、先生や保護者など大人 に知らせる勇気をもつことが 大切である。 プライバシー保護する。
確認すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体 の被害状況の把握 （外傷がある場合は病院での 診療状況について）</li> <li>・金品 の被害状況は</li> <li>・警察 に被害届を出す意思がある かどうか</li> <li>・カウ ンセリングの必要性の有無</li> <li>・適 応指導教室など特別な教育 的措置の必要性の有無</li> </ul>	本人へのカウンセリングや 教育心理士の派遣の必要 性を確認する。（本人のその 行為の背景をつかむことが 解決につながる） ・い じめの行為自体が「悪」 であり、本人の人権否定につ ながらないように配慮する	カウ ンセリングの必要性 （被害者の状況をみての心 理、自分が傍観者であったが ための後悔など）
留意すること	再発の可能性 問題の潜在化はないか。 PTSD、自殺の危険度の客観 的評価	加害児童の心理的背景 ・加害者が次には被害者にな ることが多いこと ・以 前に被害者であることも 想定しておく	観衆や傍観者も被害者になる こと。みんなを守るためにこ の問題を解決するということ を理解させる。

#### ④保護者及び関係諸機関との連携

- ア：緊急な生活指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。また、速やかに「いじめ防止委員会」を開催し敏速な対応を行うとともに、市教委へ「いじめ速報」の一報を入れる。
- イ：いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ウ：学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いじめ・不登校相談（県教育センター）」や「子どもの人権110番（大分地方法務局）」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。



## 5. ネットいじめへの対応

情報モラル向上授業の実施・・・ハイパーネット等専門家による授業、職員研修も同時にネット上の情報収集（ブログ、学校裏サイト、SNS チェック）

## 6. 重大事態への対応

「重大事態」とは

ア：「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態」

- ・児童が自殺を企図した場合（手紙等の段階も含む）
- ・身体に重大な障害・傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神的なダメージが深く、精神性の疾患を発症した場合

イ：「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態」

年間30日（非連続でも）、連続の場合は3日ぐらゐから迅速に調査にのりだす。

### ○重大事態への対応

#### ①重大事態発生時の報告

- ・そのような事態を把握したら、速やかに学校から学校設置者（市教育委員会）に報告をする。

#### ②重大事態の実態調査

- ・基本は、当該学校が市教育委員会の連携・指導を受けながら調査を行う。  
もし、以下のような場合は市教育委員会が直接調査を行うこともある。
  - ア：当該児童やその保護者からの訴えを踏まえ、学校主体の調査ではその事態への対応や再発防止などに必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合
  - イ：当該学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合
- ・「事実関係を明らかにする」ことを第一義とする  
重大事態に至ったいじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から、どのような様態であったか。  
いじめを生んだ背景や児童（被害者、加害者）の人間関係、学校の対応について、客観的な事実関係を速やかに調査する。

#### i) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。

この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。

ii) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。